

兵庫県公報

平成31年3月29日 金曜日 第10号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告示	ページ
○平成19年兵庫県告示第409号の4（会計管理者の権限に属する事務の一部の再委任）の一部 改正（会計課）	1

告示

兵庫県告示第372号

平成19年兵庫県告示第409号の4（会計管理者の権限に属する事務の一部の再委任）の一部を次のように改正し、平成31年4月1日から施行する。

平成31年3月29日

兵庫県知事 井戸敏三

表丹波県民局出納員の款の次に次の款を加える。

総合衛生学院出納員	総合衛生学院中山手分校分任出納員	当該総合衛生学院中山手分校における次に掲げる事務 (1) 現金の収納及び保管をすること。 (2) 物品の出納及び保管をすること。 (3) 現金及び物品の記録管理をすること。
-----------	------------------	---